



農 業

農用地区域の土地を農地以外で使いたい方へ

問 谷和原庁舎産業経済課 (内線3105)

農振法に基づく農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内の土地を、農用地など以外の用途にする場合には、農用地区域から除外する手続きが必要です。

市では、令和3年度の農用地区域内農地の除外申請を、次のとおり受け付けます。転用事業計画のある方は、受付期間内(期限厳守)に申請してください。

なお、申請書類に不備などがある場合は、修正後に受け付けを行うことになるので、事前に産業経済課までご相談ください。

○6月協議分 4月1日(木)～30日(金)
○10月協議分 8月2日(月)～31日(火)
○2月協議分 12月1日(水)～28日(火)
※土、日、祝祭日を除く、午前8時30分～午後5時15分



農 業

高度水管理システムの導入を補助します

問 谷和原庁舎産業経済課 (内線3103)

市内の水稲農家で、新たに水田の高度水管理システムを導入し、水稲の生産性向上と効率化に取り組む方を対象に、購入費の一部を補助します。購入を予定されている方で、次の要件を満たす場合は、産業経済課までお問い合わせください。

▼補助対象者 市内に所在地または住所があり、水稲を経営する次の者。
○生産組織、人・農地プランに位置づけられている中心経営体、認定新規

就農者

▼対象となる機械

①水管理を目的とした水位センサー
②水田において、水位、水温などのセンサーで得られた情報を基に、給排水栓などの制御をICTを活用して遠隔操作または自動で行うシステム
▼補助内容 機械購入費(税抜き)の50%以内

※ただし、補助額については、1経営体あたりの上限があります。



農 業

水稻病害虫の防除にご協力ください

問 谷和原庁舎産業経済課 (内線3103)

令和3年産米に向けて、良質米を生産できるように、早めに水稻病害虫の対策に取り組みましょう。

ヒメトビウンカによるイネ縞葉枯病やカメムシによる斑点米などの被害を防ぐためには、水田周辺のイネ科雑草を除草するとともに、適切な時期に薬剤で防除することも効果的とされています。(農薬を使用する際には、使用方法や注意事項を必ず確認してください)



市には、水稻病害虫防除薬剤を購入した費用の一部を補助する制度があるので、ぜひ、活用して地域全体での継続した水稻病害虫防除にご協力をお願いします。



農 業

アライグマから農作物の被害を防ぎます

問 谷和原庁舎産業経済課 (内線3104)

市内全域において、アライグマによる農作物などへの被害が増加しているため、被害防止を目的に、捕獲用の箱罌の貸し出しを行っています。

▼貸し出し期間 原則として、箱罌1基を1週間貸し出し(ただし箱罌に空きがある場合は継続して貸し出しできます)

▼使用料 無料

▼申請方法 産業経済課までお問い合わせください。申請書をご記入いた

だき、市職員が設置、回収します。
※設置および回収は開庁時のみの対応となります。

▼注意点 アライグマ以外の小動物の捕獲を目的とした箱罌の設置および回収はできません。

